

一般会計予算審査特別委員会産業建設分科会会議録

1 日 時 令和8年3月10日（火曜日）

開会 午後2時45分

閉会 午後5時40分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	加藤保博	副委員長	太田善介
	委員	大月真一	委員	溝手宣良
	委員	三宅啓介	委員	深見昌宏
	委員	津神謙太郎		
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原純	同主幹	関藤克城
同主幹	岩佐知美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
総合政策部長	入野史也	政策調整課長	林啓二
総務部長	内田和弘	財政課長	岡真里
産業部長	西川茂	農林課長	中山輝
農林課主幹	村上敏行	文化財課長	河原睦弘
文化財課主幹	松山智弘	観光プロジェクト課長	赤木郁哉
企業誘致商工振興課長	重信憲男		
建設部長	平田壯太郎	建設部参与	大田昇
地域応援課長	目黒由基	地域応援課主幹	安原和彦
土木課長	矢木武司	都市計画課長	田中章彦
建築住宅課長	林輝昭		
環境水道部長	西村佳子	上水道課長	浅野竜治
上水道課主幹	但野泰利	下水道課長	角田琢美
下水道課主幹	岡崎一樹	総社下水処理場長	清水桂介
環境課長	高谷直樹	アピアセンター吉備路センター長	木村勝彦

6 付議事件及びその結果

付議事件 議案第29号「令和8年度総社市一般会計予算」
のうち、本分科会に分担された部分
結 果 可決すべきである

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午後2時45分

○加藤保博委員長 ただいまから一般会計予算審査特別委員会産業建設分科会を開会いたします。

では、議案第29号 令和8年度総社市一般会計予算のうち本分科会の担当する部分の審査を行います。

なお、審査順序は歳出から歳入、債務負担行為及び地方債の順に行いますので、御了承願います。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款項目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

まず、歳出、第2款総務費から第4款衛生費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

環境課長。

○高谷直樹環境課長 失礼いたします。議案第29号 令和8年度総社市一般会計予算について御説明申し上げます。

内容につきましては、本分科会の所管に属する部分について御説明申し上げます。

便宜、歳出から説明いたしますので、予算書の88、89ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費で、90、91ページをお開きいただき、第10節需用費のうち、説明欄に記載する修繕料1,559万円のうち1,520万円がカーブミラー等の修繕費でございます。第12節委託料の説明欄下から2行目の標識等設置委託料は、転落防止柵やカーブミラー等を新規に設置する場合の経費でございます。第14節工事請負費は、地域力向上道づくり予算で、区画線など交通安全対策に要する経費でございます。第15節原材料費は、カーブミラーや反射板等の修繕に要する材料費でございます。

続きまして、92、93ページをお開きください。

同款、同項、第16目諸費で、94、95ページをお開きいただき、第22節償還金、利子及び割引料の返還金2,060万5,000円のうち24万円がし尿処理券の買戻し金でございます。

続きまして、予算書の124、125ページをお開きください。

第3款民生費、第4項災害救助費、第1目災害救助費、第18節負担金、補助及び交付金で、住宅災害復旧等資金利子補給金が、平成30年7月豪雨災害により被害を受けた被災者の住宅再興に伴う借入金に対する利子補給金でございます。

続きまして、130、131ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、本年度予算額3億1,741万6,000円でございます。この予算は、市営斎場の管理運営経費や市営墓地の維持管理経費、浄化槽設置整備事業や簡易水道事業への補助金等でございます。第1節報酬から第4節共済費は、会計年度任用職員1名の人件費が主なものでございます。第10節需用費は、斎場の運営に伴う経費で、灯油や電気代、火

葬炉の修繕などが主なものでございます。第11節役務費は、斎場の電話料、ダイオキシン測定手数料などが主なものでございます。第12節委託料は、市営墓地維持管理委託料、斎場の火葬業務等委託料が主なものでございます。132、133ページをお開きいただき、その他については備考欄に記載のとおりでございます。第18節負担金、補助及び交付金のうちさくらねこ不妊去勢手術費助成金は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐための不妊去勢手術に対する助成金、簡易水道事業等補助金は、企業債の元利償還金に対する補助金等でございます。浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽設置に伴う補助金で、浄化槽修繕費補助金は、人口増施策の一環として修繕費を補助するものでございます。岡山県広域水道企業団負担金は、同企業団の取水井の整備に対する負担金でございます。電気自動車等導入費助成金は、電気自動車等の普及促進を図るための助成金です。その他につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、同款、同項、第5目公害防止対策費、本年度予算額353万1,000円でございます。この予算は、騒音や水質汚濁等の公害を未然に防止するための騒音調査や水質検査に係る経費でございます。主なものとしましては、第11節役務費は、工場排水や公共用水域の水質検査などの手数料で、第12節委託料は自動車騒音を計測する常時監視業務委託料でございます。

次に、同款、同項、第6目廃棄物対策費、本年度予算額1,302万3,000円でございます。この予算は、資源ごみの回収、不法投棄対策に係る経費でございます。主なものとしましては、第7節報償費は、PTAや町内会などのごみ減量化推進団体が回収したリサイクルごみを1kg当たり8円で報奨金を交付するものでございます。第12節委託料は、雑紙回収に伴う受付業務委託料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、生ごみ処理機購入費補助金でございます。

次に、134、135ページをお開きください。

同款、同項、第7目自然保護対策費、本年度予算額661万5,000円でございます。この予算は、総社ふるさと自然のみち、鬼ノ城、ヒイゴ池湿地、吉備路風土記の丘などの自然保護に係る経費でございます。第10節需用費は、総社ふるさと自然のみちの修繕が主なものでございます。第12節委託料は、吉備路風土記の丘やヒイゴ池湿地の除草や管理などの委託料が主なものでございます。

次に、同款、第2項清掃費、第1目清掃総務費、本年度予算額9億902万5,000円でございます。この予算は、環境課職員の人件費や清掃事業に係る経費でございます。第2節給料から第4節共済費は、環境課職員4人分の人件費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社広域環境施設組合負担金が主なもので、その他は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、同款、同項、第2目塵芥処理費、本年度予算額2億9,189万6,000円でございます。この予算は、最終処分場の管理運営やごみ収集に係る経費でございます。第10節需用費は、指定ごみ袋の製作経費や最終処分場の光熱費や修繕料などの維持管理に要する経費でございます。第11節役務費のうち手数料は、最終処分場の水質検査に要する経費が主なものでございます。第12節委託料は、136、137ページをお開きいただきまして、家庭ごみの収集委託料や一般廃棄物最終処分場受付業務等委託料や一般廃棄物最終処分場浸水出水処理施設維持管理委託料が主なものでございます。第

18節負担金、補助及び交付金のうちごみ集積所整備費補助金は、ごみ集積所の整備に係る補助金でございます。

次に、同款、同項、第3目し尿処理費、本年度予算額3,466万8,000円でございます。この予算は、し尿の収集運搬に係る経費であり、第12節委託料は、し尿収集委託料及びし尿処理手数料徴収委託料が主なものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 じゃあ、調書の40ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費のうち第12節委託料の、ここへ丁寧に書いてくださっとなんですが、これ、土木担当員要望40件と見積もってあるのが、例年40件程度なのか、40件を超えてしまうと、もうこれしてもらえないとか、そんなことになってしまうのか、ちょっとそこを教えてください。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 令和6年度末で残要望が100件ぐらいありますけれども、新規応募としては大体四、五十件の要望が出ておりまして、令和7年度についても現在のところ54件の新設要望が出るところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 だから、要望に対してまだ未執行なものがありますよ。ただ、件数的にはこの程度を見込んでるけど、ちょっと足りないのかなという気がしないでもないですけど、全体的な予算として、土木担当員の要望等はできるだけかなえてあげていただきたい。特に、この辺がカーブミラーだったりすると、話としては難しくないパターンが多いのかなと思うので、場所によりましようけど、パターンによりましようけど、思うので、ちょっと頑張って、土木担当員の要望はかなえてできるだけいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 溝手委員の御質問でございます。

着手する件数を増やせるように、危険箇所なんかはなるべくできるように頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 溝手委員、よろしいですか、もう。

(「多分」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時0分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5款労働費から第7款商工費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 それでは、第5款労働費の説明をさせていただきますので、予算書の138、139ページをお開き願います。

第5款労働費、第1項労働諸費、第1目勤労婦人福祉施設費について御説明いたします。

本年度予算額1,567万9,000円でございます。この予算は、働く婦人の家の管理運営に要する経費でございます。主なものといたしまして、第1節報酬から第4節共済費及び第8節旅費は、会計年度任用職員2名及び再任用職員1名の人件費でございます。第10節需用費は、電気や上下水道料金等でございます。第12節委託料は、働く婦人の家の建物清掃等、施設の維持管理に伴う委託料でございます。

次に、同款、同項、第2目勤労センター費、本年度予算額1,399万2,000円でございます。この予算は、勤労者総合福祉センターの管理運営に要する経費でございます。主なものといたしまして、第2節給料から第4節共済費は、再任用職員1名の人件費でございます。第10節需用費は、電気や上下水道料金等でございます。140、141ページをお開きいただきまして、第12節委託料は、施設の維持管理に伴う委託料で、主なものは勤労者総合福祉センター運営委託料で、受付貸出作業等の一部を運営委託しようとするものでございます。

次に、同款、同項、第3目諸費、本年度予算額6,105万1,000円でございます。この予算は、就職面接会の開催等、労働力確保対策事業に要する経費でございます。主なものといたしまして、第10節需用費から第13節使用料及び賃借料は、市内企業の労働力の確保を目的に、大卒者への企業説明会やパート、アルバイト等の面接会の開催に要するポスター等の印刷製本費や会場の借上料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、労働雇用対策関連の各協議会等への負担金及び補助金でございます。主なものは、総社地区労働者福祉協議会及び東京23区からの移住者に対する東京23区I J Uターン就職支援事業補助金等でございます。第20節貸付金は、市内に居住する勤労者に対して中国労働金庫を通じて融資を行うもので、中国労働金庫に預託するものでございます。

第5款労働費は以上でございます。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 続きまして、農林業費の説明をさせていただきますので、142、143ページをお開き願います。

第6款農林業費、第1項農業費、第1目農業委員会費について御説明をいたします。

本年度予算額は4,288万8,000円でございます。主な内容でございますが、第1節報酬は、農業委員会委員15名、農業委員会農地利用最適化推進委員18名及び会計年度任用職員1名分の報酬でございます。次に、第2節給料から第4節共済費までは、農業委員会職員3名分と会計年度任用職員1名分の人件費でございます。次に、第8節旅費から第18節負担金、補助及び交付金までは、農業委員会の事務運営に伴う経常的経費及び農家台帳システムの改修などでございます。

同款、同項、第2目農業総務費でございますが、本年度予算額は2億5,830万2,000円でございます。主なものといたしまして、第2節給料から第4節共済費までにつきましては、農林課職員等12名分の人件費でございます。次のページをお開きいただきまして、第18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額は1億5,817万7,000円でございます。内容といたしましては、農業集落排水事業に伴う企業債償還金等に充てるため、一般会計から下水道事業会計の負担金及び補助金1億2,817万7,000円と、そうじゃ地食べ公社が取り組む様々な広域事業を下支えし継続的かつ安定的な事業運営を確保するための補助金として3,000万円を見込ませていただいております。詳細につきましては、先日の所管事務調査にて御報告をさせていただいておりますが、これまで議会の皆様方からの御指摘や御提言をいただいております件につきまして改正等を図らせていただき対応しようとするものでございます。

同款、同項、第3目農業振興費でございますが、本年度予算額は1億724万8,000円でございます。この予算は、農業政策、農産物の生産振興、担い手育成及び有害鳥獣対策等に要する経費でございます。主なものといたしまして、第7節報償費1,209万3,000円は、農地の集積、集約化や荒廃農地の拡大防止のため御協力をいただいている農地流動化推進員137名への報奨金や有害鳥獣の捕獲に対する駆除員への報奨金などでございます。次に、第12節委託料1,668万9,000円は、農業振興地域整備計画の見直しに係る計画策定に伴う委託料、加工用桃の試験栽培業務に関する委託料、岡山県倉敷地区猟友会吉備分会に対する有害鳥獣駆除に伴う活動費、代行耕作事業の実施に伴う委託料及び市民農園の管理委託料でございます。次に、第18節負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、上から2番目、園芸振興対策事業補助金につきましては、桃、ブドウ等の生産組合に対する作業機械、資材購入費の補助でございます。次に、その六つ下、新規就農総合支援事業補助金につきましては、新規就農者の就農直後の経営の不安定な時期を支援するための補助金でございます。次に、その六つ下、中山間地域等直接支払事業補助金につきましては、中山間地域となる宇山集落ほか11集落に対し、平地との営農条件の格差を是正するため補助を行おうとするものでございます。次のページをお開きください。その他につきましては、説明欄記載の各事業に対する補助金等でございます。

同款、同項、第5目農地費でございますが、本年度予算額2億4,862万7,000円でございます。この予算は、土地改良事業の実施及び楨谷ダム揚排水機、農業用ため池等、土地改良施設の改良及び維持管理に要するものでございます。主なものとしまして、第10節需用費5,807万1,000円は、施設

照明や市内に84箇所あります揚排水機等の電力料及び農道、農業用水路、揚排水機等の修繕料等でございます。次に、第11節役務費820万5,000円は、地域が実施する幹線水路の藻引き、農道、農業用水路等に係る小規模工事の人夫賃のほか、楨谷ダムの管理に必要な通信回線等の使用料及び水質検査手数料などでございます。次に、第12節委託料4,202万8,000円は、農道、水路の改良工事を実施するための測量設計、楨谷ダムにおけるヨシ原の刈り払い、防災重点ため池におけるハザードマップを作成するための委託料などが主なものでございます。次に、第14節工事請負費5,190万円は、農道、水路の改良、ため池の修理等に要する経費のほか、揚排水機ポンプ等の更新等に対する経費を計上するものでございます。次に、第18節負担金、補助及び交付金8,103万5,000円のうち県営ほ場整備事業をはじめとする説明欄記載の土地改良事業への償還補助金が主なもので、これは事業受益者が土地改良事業の地元負担金を日本政策金融公庫から借入れした場合の償還に対し補助するものでございます。その他のものにつきましては、各種団体に対する負担金、補助金など、説明欄に記載のとおりでございます。

次のページをお開きいただきまして、同款、第2項林業費、第1目林業総務費でございますが、本年度予算額は579万4,000円でございます。主なものといたしましては、農林課職員1名の人件費でございます。

同款、同項、第2目林業振興費でございますが、本年度予算額は2,329万3,000円でございます。この予算は、林業政策及び山林保護振興に要する経費でございます。主なものとしましては、第11節役務費62万4,000円は、森林所有者から市へ人工林の管理を委託できる森林経営管理制度により、これまで市が委託を受け実際に間伐を行った人工林に対し、その間伐が原因で災害等が起こった場合に備え、損害補償保険に加入するための経費などでございます。次に、第12節委託料1,730万7,000円は、松くい虫による枯れた松の伐倒駆除、林道の整備事業、福山遊歩道の保全及び森林経営管理制度等に係る委託料でございます。次のページをお開きいただきまして、第18節負担金、補助及び交付金385万4,000円は、林道整備事業水内細瀬線に係る償還補助金及び市民参加による里山保全活動に対する補助金が主なものでございます。

農林業費につきましては以上でございます。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 続きまして、第7款商工費の説明をさせていただきますので、予算書の152、153ページをお開き願います。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、本年度予算額1億4,260万9,000円でございます。この予算は、関係職員及び他会計の繰り出しに要する経費でございます。第2節給料から第4節共済費までは、一般職員、観光プロジェクト課8名と企業誘致商工振興課5名、計13名の人件費でございます。第27節繰出金は、国民宿舎特別会計への繰出金でございます。

次に、同款、同項、第2目商工業振興費、本年度予算額3,558万9,000円でございます。この予算は、市内商工業者等の育成、振興に要する経費でございます。主なものといたしましては、第10節

需用費から第12節委託料までは、そうじゃ吉備路マラソンに合わせて行うまる得！サービスやカルチャーセンター、旧堀邸、総社宮内の公衆トイレ、美袋駅舎の維持管理などに要する経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社商工会議所、総社吉備路商工会及び中小企業保証融資に伴う補助金や岡山連携中枢都市圏事業及び総社移住・創業サポートセンターへの負担金や新規創業者向けの創業助成金に要するものでございます。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 続きまして、同款、同項、第3目観光費、本年度予算額8,639万1,000円でございます。この予算は、市内観光施設の維持管理及び観光プロジェクト事業など、観光事業の推進に要する経費でございます。主なものといたしましては、第1節報酬から第4節共済費までは、まちかど郷土館2名の人件費でございます。154ページ、155ページをお開きいただきまして、第10節需用費の主なものは、市内観光施設の光熱水費や修繕料などでございます。第12節委託料の主なものは、観光案内所の運営に伴う総社市観光協会への委託料のほか、市内各観光地の清掃や観光シーズンに観光地へ配置するガードマンの委託料などでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社観光プロジェクト事業や総社市民まつりなど観光関係の各組織への負担金、補助金で、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、同款、同項、第4目観光センター運営費、本年度予算額2,668万5,000円でございます。この予算は、きびじつるの里及びサンロード吉備路内にありますコンベンションホールの管理運営に要する経費でございます。主なものといたしましては、第1節報酬から、次のページをお開きいただきまして、第8節旅費までは、きびじつるの里1名の人件費でございます。第12節委託料は、きびじつるの里及びコンベンションホールの維持管理に伴う委託料でございます。

次に、同款、同項、第5目企業誘致対策費、本年度予算額863万6,000円でございます。この予算は、誘致企業の対応に要する経費でございます。主なものといたしましては、第13節使用料及び賃借料は、排水対策として仮設ポンプや発電機等のリース代でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、岡山指月株式会社の工場増設に伴う大規模工場等立地促進補助金でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 先ほど私が民生費と衛生費の調書を開いてなかったんでなしになってしまいました、戻れないのはよう分かってますが、残念でした。皆さんにとってはちょっとラッキーだったのかもしれませんが。すみません、要らんことを言いました。

まずは、調書の207ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、第1目勤労婦人福祉施設費、働く婦人の家経費でございますが、ここについて、要は予算が大幅に昨年度と減っているのはLEDへの取替えであつたりエアコンの修繕が終わったからだというふうに認識をしておりますが、それこ

そ昭和51年建築の建物でございまして、そういった修繕をしたといったところでこれがどの程度延命化されたのかというのをちょっと教えてください。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 予算の減額については、委員のお見込みのとおりでございまして、これがどれだけの延命化というのは、LED化にすれば、その分だけ、世間で言われてるように明るさ等々もあって。照明器具に関しては延命されてるものと思いますし、エアコンに関しては、これは会議室であるとか調理室のエアコンの改修のほうをさせていただきまして、これは大分古いものでありましたので、新しくなって快適に事業のほうを進めていただけるものと思っておりますので、その部分に関してはまた長期的に使用のほうができるものと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。私が、実は、次の勤労センターでも同じことが言えるんだと思うんですが、そういったLED化であったりすることは必要なのでしなければならないと思いますが、この施設自体のいわゆるFMというものがどういうふうになっているのか。だから、いつまで使うからこれをこうやって替えたんですよというのがあると思うんですよ。実は、いつまでも使うのが、これが実はスパンが短いのであれば、そこまでする必要なかったのかなと。でも、逆にこれだけしたんだからいつまでは使いたいよね。だから、こういう計画を今立ててるんですよというのがないと、これは行き当たりばったりの対応だと言われかねないので、そのあたりについてお知らせをいただければ幸いかなと思います。なので、もしよろしければ、勤労センターについても同様に教えていただければ助かります。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 FMのお話かと思うんですが、担当課としましては、今は利用者がいてやっているということで、今のところ、継続して施設が長寿命化できるような形で対策を行っていきたいというふうに考えております。

ただ、御存じのように、全体の中でFMというお話もありますので、そちらのほうは全体の委員会の中で今後の方針というものをちょっと、それに従う必要があるのかなというふうに思っております。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「はい、今の答えについては、はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

大月委員。

○大月真一委員 予算調書の商工費の部分、これは246ページになるんですかね。ここの中で創業助成金というのが600万円ってありますけど、新規のやつですけど、補助金の話ですけども、これというのは、一応交付要領というのがもう出来上がって、そういうふうな形で、交付はされ

るという前提なり条件なり、そういったものはきちっと整備されとるものでしょうかしらんということをお伺いいたします。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 創業助成金のほうですが、これは令和8年4月1日から施行のほうをさせていただくように、今準備等々を進めているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ということは、まだできてないということなんですか。準備ができてないということなんですか。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 すみません。条件等々は、対象者でありますとか金額とか、それぞれの条件というのはもう決まっております。言いますと、対象条件については、市内で開業した個人であるとか、市内に本店登記した法人、また特定創業支援等事業を受けたことの証明の交付を受けた者、市税の滞納がない者とか、継続性がある見込みのある事業を行う者、そういった方を対象とするようにしております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 基本的に、今あるそうじゃ商人応援事業補助金、これに準じた交付要領がもう準備されとるという、そういうふうな認識でよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 この創業助成金の交付要綱のほうを準備しておるところでございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ですから、そこの今言う、もう既にあるそうじゃ商人応援事業補助金に準じたような交付要領が準備されつつあると、そういうことでいいんでしょうかしら。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 そうです。そうじゃ商人応援事業補助金とは少し違いますけど、内容等々については違いますが、それと同じように交付要綱のほうを準備しております。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 要は、変な形で補助がされとって、変な形でその補助金が使われるということがないような形で管理のほうをよろしく願いますということでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 ちょっと補足的に御説明させていただきますと、創業助成金、今回30万円と

ということで、違う部でやっておりますそうじゃ商人応援事業補助金のほうは、一応空き家というものを活用して創業した場合というふうな条件がありましたので、それは同じ市役所の中ですので、総合政策部ともお話をしまして、空き家じゃなくても創業すれば30万円という形で今回つくらせていただいております。その分、空き家を使ってという部分については、総合政策部のほうでちょっと条件等も変わった形で、両方使えるような形にはなるんですけど、そういうふうにちょっとさび分けをさせていただいて、単なる創業を支援していくということで30万円の補助金というものを新規につくらせていただいたものでございます。

おっしゃられるように条件については、質疑でもいただいたんですけど、ある程度の事業計画であるとか収支計画はもちろん出していただく。それから、特定創業支援等事業、これは、経営、財務、人材育成、販路開拓の四つのテーマの知識を身につけていただくような事業でございますが、これは吉備信用金庫とか総社商工会議所、総社吉備路商工会とかが指導されておりますので、それを受けていただくというふうな条件もつけさせていただいて、きっちりと計画等も出していただくようなことを考えております。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。そういうふうな形で、しっかりした事業をされるというふうな方のほうへ補助がされるというふうなことになるということは理解できました。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。私も大月委員と同じ、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費の第18節にあります創業助成金について伺うんですが、これは予算計上600万円ということで、要は調書にもありますように20件の想定であります。これは上限がもう20件なのか、それとも20件を超えて申請があった場合に、それに適合してるものであれば受け付けられるだけ受け付けようという意思があるのかなのか。例えば、先ほど来お話にあります、受付開始日は、結局受付をいつまでされるのかということも関係してくるのか。もう令和8年度中はずっと受け付けるのかなと。だから、そうなると、今20件という想定してるのを超えた場合にはどういう対応になるのかをちょっと教えてください。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 この助成金ですが、一応予算の範囲内というふうなことにはなろうかと思いますが、多くの方の創業者のほうに申請等々がありましたら、補正予算の対応のほうを、また御協議のほうをしていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 もしたくさん来たら議会発議で補正予算を申請しろ、じゃない。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 言葉のほうが変でございました。すみません。

一応600万円、30万円で20件というふうになっておりますが、そこは予算の範囲内で、この当初でそういうふうな計画で立てさせてはいただいておりますが、早々に件数が多くてなくなるようなことがあれば、その後の人もどんどんと創業のほうを市内でしていただくということはいいことだと思いますので、そうなってくれば、ちょっと補正予算のほうを提出とかというふうなことを考えていきたいと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 起業が増えて会社が増えるということになると、当然総社市にとってもメリットが大きいので、細え予算じゃなしに太え予算にしてほしいところなんですけれど、これが、先ほど太田副委員長ともちょっと話をしたんですが、そうじゃ商人応援事業補助金、先ほどの大月委員の話にもありましたが、これと併用ができるということになると、その受けられる補助金額がぐっと上がるイメージがあるんで、それだけもらえるんだったらじゃあ空き家を利用して創業するほうがいいよねという考え方につながっていくんじゃないかなというふうに思うので、そこが併用したらこれだけできますという、担当課からいえば別な事業なんでしょうけど、市民とか、いろんな、外から見れば一つの同じ市役所、総社市のすることなので、そこが併せてPRができないものかというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 そこは私どもも思っております、一つのパッケージじゃないですけど、ちょっと相談はしてますので、そういう形で、市民の方にとっては、分かりやすいほうがいいかと思えますので、そういうことで考えています。

それから、先ほどの創業件数のお話ですが、創業が多いほうがいいというのは私どもも思っております、ぜひ支援していきたいと思っております。これはなぜかということ、支援して企業が増えればリターンが市税のほうにも返ってきますので、そういうところも含めて、実績に基づいて20件という形では挙げさせていただいておりますが、そこではまた御相談をさせていただいて増額もしていきたいと思っております。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 今大月委員、溝手委員が質疑されたこととほとんど似てるんですけど、要は総合政策部、それから産業部で2本立てで支援しよう。これを、さっき言われとったけど、市民というか、創業していこうとする人からしたら、一つのところでワンストップ化されるような動きというのはできないんですかね。それをあらかじめ先にうたってくれんと、ここへ行って、これがあります、で行って、いや、向こうもあつたらあつたよというようなことにならんように、ちょっとそ

こら辺の答弁をお願いします。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 おっしゃられるとおりだと思います。

Sースタですね、吉備信用金庫の、前田料理店のところにある。あそこでは、以前からワンストップサービスということで、市の政策なんかも御紹介いただいたりしておりますので、役所にももちろん来られる方がいらっしゃいますので、そこは総合政策部に行っても産業部に来ても同じような情報が手に入るというような、お金の出所は違うかもしれませんが、そういうふうなことを心がけて対応していきたいと思っております。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません。本当にこれからの行政というのは、そういうサービスが大変必要だと思うんです。先ほどの企業誘致商工振興課長が言われとった、通常ここまで補助金を出したら、その次、1件でも2件でも、普通じゃったら、補助金の枠いっぱいになったらそこで切ってしまうことが多いんですけど、さっき言われとった補正予算を組んででもという、そういうサービス精神は、僕は本当これからは行政に対しては必要じゃと思うので、いろいろそういうことも含めて、さっきのお二人の話と重複しますが、そこはよろしくお願いしたいと思います。

○加藤保博委員長 答弁は。

○深見昌宏委員（続） ええです。

○加藤保博委員長 ということで、答弁はよろしいのですが、よく御理解いただいてと思いますので。されますか。

それじゃあ、企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 しっかりと事業者のほうを支援していきたいと思えます。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 調書209ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、第3目諸費の中の東京23区のIJUターン就職支援事業補助金のことについてちょっと教えてください。

これは400万円、令和7年度は200万円だったと記憶しておりますが、この中身をちょっと教えてくださいいただけますか。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 この補助金が200万円から400万円に増えたのは、ちょっと1件御相談がございまして、4月以降であろうと思いますが、市内のほうに居住を移す方というふうな御相談を1件受けておりますので、その方用にちょっと予算のほうを増やさせていただいております。

この移住支援金の中身でございまして、単身で対象になられると60万円、世帯でいくと100万円というふうになっております。それとプラスして、18歳未満の方1人につき100万円というふうな

形で総支給のほうができるようになっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 これもちょっと再度確認ですけど、先ほどから創業の話が出ましたけれども、これもさらに今のそうじゃ商人応援事業補助金、さらに I J U ターンの移住支援金をセットにして支給ができるというふうに、例えば創業される方に対してはそういうことが可能ということによろしいですか。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 条件のほうがございますので、そちらの条件に合致する方にはしっかりと情報のほうを共有していきたいと思います。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 そうなると、ちょっと確認なんですけれども、例えば今マックス支援がいただける世帯の方というのは、どのぐらい額でいうと支給されるようになりますかね。今のお話でいうと、東京のほうからこちらに移住される世帯は100万円で、商人が例えば50万円、そして創業支援で30万円ということになると、200万円近く補助が出るとか、そういうイメージになりますかね。どうなりますか。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 私どもの助成金、創業助成金のほうが30万円で、そうじゃ商人応援事業補助金のほうも多分30万円になるかと思いますので、その部分で60万円、プラスして、そういうふうな形で、移住してきて、該当もしされる方であれば、御夫婦の世帯だけであれば100万円という形になろうかと思います。160万円。お子さんが一緒に1人来られると、そこにプラスして100万円とかというふうな形にはなります。

以上です。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 今の話だと、260万円ぐらいがじゃあ支給される可能性があるということですね。であれば、それも本当に売りにしていただいて、ぜひ周知をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○加藤保博委員長 答弁は。答弁求めますか。

○三宅啓介委員（続） 結構です。

○加藤保博委員長 いいですか。

では、他に質疑。

溝手委員。

○溝手宣良委員 これはちょっとしたことなんですけど、第5款労働費、第1項労働諸費、第3目諸費、労働政策経費なんですけど、この中に役務費の中に広告料というのがありまして、これがパー

ト、アルバイト等就職フェア新聞折込広告、すみません、わざわざ新聞折込広告と書いてあったので、御記憶にもある方もいらっしゃるかもしれませんが、新聞社に偏りがないように、全ての新聞社に折り込みを入れていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

これが、実はたまたまここなんです、観光プロジェクト課のほうでも、例えば赤米フェスタであつたりとか、れんげまつりであつたり、ああいうことはなかったと記憶はしておるんですが、もしそういう折り込みを入れるような機会が、市が直接であれ、市が間接であれ、関わっているようなもののときに偏りがないようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 新聞折り込み広告のほうは、しっかりと対象となる新聞のほうには折り込みのほうをさせていただいております。山陽新聞であるとか読売新聞とか、対象であればしっかりと入れさせていただいております。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員おっしゃったのはSOJAイルミネーションのときかと思います。そちらのほうももちろん、新聞折込広告する場合のイベントは、偏りのないように、ちゃんとするように来年度やってまいります。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 調書の250ページ、赤米フェスタ。赤米フェスタで1,700万円予算計上されてますよね。そのことで、多分、産業建設委員会から赤米フェスタのことで以前所管事務調査をしたような記憶があると思うんですけど、これは職員を多数使われて負担がかかってる。これはもうぜひやめてくださいよという、その当時。ここに書いてあるのは、多分そういうことも含めて委託して思うようになると思うんですけど、そういった、ちょっと詳しくそこら辺をお聞かせいただければ。その1,700万円のざっくりした内訳でもいいですけど、これからどういうふうにしていくんか。多分、赤米フェスタって賛否があるイベントなんで、そのことに対してちょっとお聞かせいただければと思います。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員お尋ねの赤米フェスタ、1,700万円の委託料、令和7年度、今年度もそのような形でさせていただきまして、産業建設委員会のほうから職員の役務の少しでも負担を軽減するべきという御提言をいただきまして、そちらのほうは所管事務調査のほうでも御報告させていただきました。

結論としましては、非常に軽減をさせていただきまして、職員がほぼほぼ担当課レベルで、全部手放しというわけにはいきませんので、そちらのほうはそのぐらいの人員でいけるようになりまして、そちらのほうの赤米フェスタのほうも、これまで職員がアテンドなんかもしましたようなこととか現場の警備まがいのようなことも、全て委託先のほうで、それぞれの業者のほうに役割を振

ってやっていただきましたので、ありがとうございます。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 去年ですか、やっていただいて、イベントですので、総社市民7万人にみんなに受け入れられるかどうかというのは、これはクエスチョンマークがつくんですけど、本当に文化のイベントで、すごく楽しみにしておられる方もおられるというのはもう確かなんで。この赤米フェスタと、それから向こうの新本での赤米の行事ありますよね。これはある程度切り分けて、これはこれという形で今後やって。僕は反対じゃないんですよ。賛成なんですけど、負担度がもうできるだけ市の職員がなくなるようなことで、委託するんなら委託がきっちりできるように今後もしていただきたい。それは希望的観測なんで、去年はそういうふうにある程度はできとったと思うんで、今年もどうぞよろしくお願いします。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員おっしゃるとおり、新本の田植等は、あれはもう伝統ある文化財の神事でございますので、そちらのほうはそちらのほうで、地元の新本小学校とか、教育面、そういった面でしっかりみやくみやくとっております。

お見込みのとおり、こちらの国分寺前のほうは、赤米のそういう伝統文化が市内にはあるよというふうなものを観光資源として外に打ち出していく、いわゆる観光面を前面に出したもので、しっかりその辺は切り分けて今後も進めていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介副委員長 同じ項目でちょっとお聞きしたいんですけど、この赤米フェスタに関してなんですけど、令和4年度が1,000万円、令和5年度が1,020万円か、令和6年度が1,100万円、令和7年度が1,700万円、令和8年度が1,700万円、これはどんどん予算的に増えてきている。というのは、あれですかね。さっき言われたように、市役所の方が関わらずに、もう丸投げ、業者に投げるから金額が上がってるということですか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 その辺は委員お見込みのとおりでございまして、これまで、先ほどと重複しますが、市の職員がやっていたような労務のほうを業者のほうに委託したような形で、その分委託料として700万円近く増えたような形で、令和7年度、そして来年度も同じ額を計上させていただいております。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介副委員長 前から言ってるんですけど、これは正直、イベントをやられて、市内の方に、全員が参加するわけではないのに、こんだけ予算がかさんできている。今後も恐らく増えていく可能性が高いのかなという気がするんですけど、これはどっかで線引きして抑えていくなり、も

う完全に市から手放すなりしていったほうがいいのではないかなと思うんですけど、今後の見込みとしてどんな感じでしょうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 当局といたしましては、こちらは、先ほどと繰り返しになりますが、総社の観光資源を外へPRする重要なイベントだと考えておりますので、予算を計上して要求しておりますように、継続していけたらと、今の時点では考えております。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介副委員長 言い方は悪いですけど、だらだら続けていく感じじゃなくて、前も言いましたけど、赤米フェスタ自体の形を変えていくであるとか、今までどおりのものをだらだらお金をかけてやっていくというのは、正直あまり感心ならんのではねかなと思うんですけども、その辺の変化とか、何かやり替えようというような計画は、今後出てくるような予定がありますでしょうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 これはこれで、いい伝統というか、名物イベントとして今まで続けてきておりますので、今のところは替えていくようなつもりではございません。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

太田副委員長。

○太田善介副委員長 これは産業建設委員会として、所管事務調査なんかでちょっとまたやらせてもらいますので、よろしくお願いします。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 すみません。これはしていただいたと思っております。その結果として今のよう形をさせていただいてるので、ちょっとまたそこはよく御相談いただいて。うちは、またそのことについてお話ししていただけるのは幸いなんですけど、一応そういう形で今やっておりますということです。そのときには、イベントの縮小であるとか、そういうこともたしか一緒に御提言いただいたと思うんですけど、職員がやって、委託して金額が下がるということはなかなか難しいと。縮小も書いてはいただいとったんですけど、このままでやると金額も増えるということで御納得いただいたというふうに思っております。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。調書251ページの第7款商工費、第1項商工費、第4目観光センター運営費、吉備路観光センター運営経費でございます。ここの中の第12節委託料、きびじつるの里施設管理委託料なんですけど、すみません、このきびじつるの里、今、国民宿舎サンロード吉備路を改修中なんですけど、きびじつるの里は今でも開園しているということなんですけど、すみません、そもそも来園者って毎年どれぐらいいらっしゃるんですかね。それが、例えば延べ人数でいうとある程

度の人数なんでしょうけど、特定のイベントのときしかあまり来てないよとか、雪舟生誕地公園はそうなんですけれど、そういったことも含めて、このきびじつるの里は、それなりの費用がかかっていますから、その辺の現況で今後の見込みというものをちょっと教えていただけたら助かります。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 直近が、まだ年度の途中なんですけど、おおむね年間4万人程度の来場者数がございます。令和6年度が3万9,100人、令和5年度が3万7,346人ですね。そういう形でやっております、イベント的には、夏休みとかゴールデンウィークにふれあいプログラムというのをやっております、児童を対象に観察会をきびじつるの里でやって、餌やりとかやるイベントで、以前は国民宿舎サンロード吉備路の宿泊者とのコラボ企画のような形で、夏休みの売りのイベントでやっておりました。今の指定管理者が今年やったかどうかはちょっと確認はできてませんが、コンスタントにそういうイベントをやっております、人気はございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ですから、特に何もイベントもなくとも、毎日数十人、うっかりすれば100人以上が訪れているというようなことでよいのですかね。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 数十人前後で推移してるような感じになっております。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 調書の214ページ、そうじゃ地食べ公社の補助金、これ、ええですよ、今。ええですよ。

○加藤保博委員長 はい。

○深見昌宏委員 (続) 誰か言われるかなと思ってたんですけど、まだ誰もその言葉は出してないんですけど。

3,000万円という、先週でしたか、産業建設委員会を先週の水曜日から木曜日にやったときに、結構いろんなことを質疑させていただいて、いろんな回答をいただいて、改善計画もそのときに見させていただいて、その前にちょっと漏れたりしたけど、そういうのが。私は、総社の農業支援に関しては、本当にそうじゃ地食べ公社はあるべきだと私個人は思ってるんですよ。これは、今回この補助金を出すに当たって、いろいろ改善計画を出してこられてますよね。そういうことに対して、そうじゃ地食べ公社側から進捗状況というのを当局側、議会側にしていきたい、それを補助金を出すのに当たって、こういうふうにやってますよ、こういうふうにやってますよというようなことを。将来的には自立していただきたいというふうには、多分そうじゃ地食べ公社の理事会の中でもそういう話は出てると思うんですけど、そういうことを含めて我々のほうにも報告をぜひ

隨時していただきたいというのが私の思いなので、そういうことはどんなですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 先日来いろいろとそうじゃ地食べ公社の件につきましてはありがとうございます。
ます。

進捗状況、そうじゃ地食べ公社の経営改善の状況につきましては、そうじゃ地食べ公社のほうも四半期ごとにチェックしながら経営をきちっとしていくというようなことを経営改善計画の中でうたわれております。その結果について、総社市のほうも状況をしっかり把握するとともに、またそうじゃ地食べ公社も専門家の知見などをいただきながら伴走的な支援で経営改善を図っていくというものになっております。それを受けて、議会のほうに定期的にどういう形でお知らせをさせていただくかというところにつきましては、四半期ごとであるのか1年であるのか随時というところであるのかは、ちょっとまた改めて御相談させていただきながら、しかるべき方法で御報告はさせていただければというふうに今は考えておるところでございます。

○加藤保博委員長 深見委員に申し上げます。予算審査でありますので、予算に限定して御質疑をいただくように、これ以後、お願いいたします。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません。私が言いたかったことはちょっと取りあえず言わせていただいたんで、この3,000万円の内容について、要は何にどういうふうに使っていくかというのは、ぽんと3,000万円、色のないお金を出しとるわけじゃないんで、そういったことも含めて、もうちょっとできるところを明らかにしていただきたいというのは、もう本当にそうじゃ地食べ公社というのは、これからの総社市の農業支援のためには僕は必要だと思ってるんで、改善を、一気に改善されるとは思ってません。少しずつでもそういうことを、3,000万円の使い方をはっきり示していただきながら、どういうふうなことに使うかというのが分かればちょっと今教えていただきたい。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうじゃ地食べ公社の補助金につきましては、そうじゃ地食べ公社が行う公益目的事業、いわゆる研究開発であるとか研修等、農地利用集積化、地産地消、あと法人会計の不足する部分について、この運営補助金で行おうというふうに考えておるところでございます。

3,000万円の予算というところでございますが、こちらにつきましては、予算査定の最終段階、1月末でございますけれども、その段階におけるそうじゃ地食べ公社の改善状況、改善を行う中で、先ほど申し上げた費目の赤字が出るであろう部分、これは合計で約2,500万円でございますが、そちらに、あと4月からの運営に支障がないことと、あと天候等によりまして、作柄とかによって、ある程度変動が見込まれるということの中から、3,000万円ということで予算編成をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 では、そうじゃ地食べ公社のことについて言及がありましたので、引き続きそうじゃ地食べ公社についてというか、第6款農林業費、第1項農業費、第2目農業総務費、第18節負担金、補助及び交付金のうちそうじゃ地食べ公社運営補助金3,000万円について伺います。

今の御質問にもあったんですが、結局積算根拠がもうちょっと詳しく出せないものか。こういった事業に使うというお言葉はありますけど、これに幾ら、これに幾らというのが積算根拠なんだろうと思うんです。そういった積算根拠は具体的には示されていないのかなという中で、しかも先ほどどういって2,500万円程度というお言葉もあったんで、じゃあ2,500万円でもいいんじゃないのという気がしますし。だから、この3,000万円である必要がどうしてあるのか、明確な積算根拠が必要だと思います。なので、思いとすれば、実はもうこの調書にその内訳が書いてあったらよかったのにねと思うんですが、書いてなかったのを改めてお伺いをいたします。あとこの3,000万円がなかったらもう経営が成り立たないということでもいいんですかね。この2点ちょっとお尋ねをいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 すみません、先ほど併せて申し上げればよかったんですけども、先日の質疑の中でも担当部長のほうから御説明をさせていただいておるところでございますが、2,500万円の内訳でございます。研究開発事業につきまして446万円、農地利用集積化事業につきまして347万円、地産地消事業につきまして1,236万円、法人会計につきまして481万円、合計2,510万円というところで、そうじゃ地食べ公社の改善内容と、こういった数字を伺う中で、この額を基に積算させていただいたというものでございます。

2,500万円と3,000万円の差の部分についてでございますが、どうしても農作物ということになりますと、天候の影響とか、あと物価の影響とか、そういったものも当然受けてまいりますので、そういった一定程度の変動を見込ませていただくというところで、このたびにつきましては3,000万円で要求をさせていただいておるところでございます。あと、併せてまた調書に記入ができればよかったんですけども、そちらについてもちょっとタイミング的に載せることができません。その点については申し訳ありませんでした。また、今後については、そういったところも載せられるようにしっかり調整を図っていきたいというふうに思っております。

また、この3,000万円がないとそうじゃ地食べ公社が潰れるかというところでございますが、基本的に、市のほうと連携をして行っていております公益的な事業でございますので、そういったところにつきましては、市のほうとしても、それに必要な対価といいますか、そういった意味で、事業を実施していただくために、こういった運営補助で支援をしていくというふうに考えておるところでございます。

していただく。その後、きちっと精算をした上で必要なものだけを支出するという形で、不用額については戻入していただくということを考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 そうしますと、確かに以前もこの実績に基づいてというのは申し上げたんですが、その交付要綱、今作成中ですよ。その交付要綱の中のどこかに多分返還を求めることができるというようなものが出てくるんだと思うんですが、これが、ちょっと素人考えで申し訳ないんですが、返還を求めることができるじゃなしに、返還させるというようなことにはならないんですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 すみません。ちょっと私の説明が悪かったかもしれませんが、実績に応じて精算をして不用額を返してもらうというのは、いわゆる一般的な補助金の形を取らしていただくというふうに思っております。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 あと、返還の規定については、必要に応じて返還できるような規定はつけさせていただこうと思っております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

もう一点の、不用額を、だから一旦概算払をすると。だから、先に払うんですよ。実績に応じて、使ってないお金を返していただくという形なんだと思うんですが、その実績の算定というものはどこが担当するんでしょう。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうじゃ地食べ公社が提出する実績報告に基づいて、市のほうで確認をさせていただきまして、変更の決定とした上で不用額を戻入していただくという形になります。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 そうじゃ地食べ公社が出したものを基にこちらが判断するということなんですかね。というか、基本的には、そうじゃ地食べ公社がもう出してきたものに応じるということなんでしょうけど、そうすると、そのそうじゃ地食べ公社の監査なり何なりというものに誰か関わるんですかね。それとも、もう100%そうじゃ地食べ公社なんで、市の人は誰も関わらずに、そうじゃ地食べ公社から出てきたものをそのまま、言い方は悪いですけど、うのみにして、じゃあこんだけの返還でいいですよというものが決まると。それとも、誰かが向こうの監査というか、に入って、正しくこれで間違いはないというような確証を持ってされるのか、あくまでそうじゃ地食べ公社に任せるのか、そのあたりをお聞かせください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 補助金の手続としては、出されたものをしっかりとチェックさせていただくということになりますが、基本的には、四半期ごとのモニタリングで、進捗状況であるとか、そういったものを、税理士であるとか中小企業診断士の報告と、それに対する聞き取りはしっかりとさせていただきながら、進捗状況はチェックさせていただきたいというふうに思っております。その上で、最終的に、年間を通して必要となった額については、その補助金の実績報告の中で改めて見させていただいて額を確定していくということになろうかと思います。

○加藤保博委員長 質疑の途中でありますが、1時間半を経過してしまいましたので、途中かと思いますが、取りあえずここで約10分間休憩させていただきます。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時27分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま溝手委員の発言の中で一部不適切と思われる発言があり、当局より議事録修正の申出がありましたので、委員長において措置することに御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、そういうふうにさせていただきます。

先ほどの続きになりますが、質疑ありますでしょうか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 それでは、引き続き先ほどのそうじゃ地食べ公社に対する補助金の件ですが、私自身いろいろ考えて、実は附帯決議をつけたほうがいいんじゃないかとか、減額補正したほうがいいんじゃないかとか、いろいろ考えたんですが、今までも含めて、今日のこの質疑、やり取りの中で、かなりしっかり監視というか、業務の内容についてもきちんと目を配り、正しく補助金が使われるように努めるという強い意志を私個人的には感じましたので、そういったことをせずに、今回は、私はですよ。私は、この委員会においてはこの程度にとどめて、皆さんの頑張りに期待、そうじゃ地食べ公社の頑張りに期待というところで、私は終わらせていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 他に質疑はございますか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 他の質疑を一つお願いします。

予算書の226ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、担い手育成支援事業の中で、ちょっと昨年度と比べたときに、農業次世代人材投資事業が対象者が1名減っているとあったんで、これは昨年度と何か制度、これは県の事業なんですかね。何か変更があって、この1名減ったということになるんでしょうかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 これは、すみません、新規就農総合支援事業の補助金のことでよろしいでしょうか。

(「そうです、はい」と呼ぶ者あり)

○中山知輝農林課長(続) こちら、全体としては昨年度より増えて……。

(「全体」と呼ぶ者あり)

○中山知輝農林課長(続) はい、おところですが、この就農者の150……。

(「2,085万円で、補助率は国100%で農業次世代人材投資事業対象：個人1名……」

と呼ぶ者あり)

○中山知輝農林課長(続) 経営開始型の対象者の。

(「個人1名。個人2名じゃなかったかな」と呼ぶ者あり)

○中山知輝農林課長(続) 次世代の。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中山知輝農林課長(続) そうですね、すみません。じゃあ、そちらについて答弁させていただきます。

農業次世代人材投資事業の経営開始型の補助金についてなんですけれども、これは、国の制度の中で年間150万円が5年間もらえるというような制度がございます。その中の次世代経営開始型というのは、令和3年度までに採択された方が対象になっておりまして、その方がちょうど令和7年度までは2人いらっしゃったんですけど、5年の満期が来て、今年度については1名になっている、そういう状況でございます。

(「はい、分かりました」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、ちょっと教えてください。調書の239ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第5目農地費の中のこのため池のハザードマップの件に関してちょっとお尋ねいたします。

平成30年にお隣の福山市で大変悲しい事故といいますが、災害でため池が決壊してお亡くなりなされたというようなこともありまして、ため池の策定業務ということをやりますということで、これは過去からもやってますけれども、この設計業務で、浸水想定区域図を作成して、これをどのように活用していくつもりなのか。また、この下の1,500万円の耐震点検等委託料がどの程度のため池が対象になるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 答弁させていただきます。

耐震点検等委託料1,500万円でございますが、こちらがため池のハザードマップを作成するための費用ということになっております。こちらについては、つくる段階から、ため池が決壊したりしたときに関係するような町内であるとか、その地区住民の方等も集まっていたいただきながらお話をさせていただいた上でこのハザードマップを作成することになっておりまして、本当、つくれば終わ

りということではなくて、つくった後も地域で考えていただけるように、そういったものについては共有させていただいて、地域の防災力向上にも努めていただいております。

あと、浸水想定区域図作成業務についてでございますが、実はこちらについては、防災重点ため池の基準の見直し等がありまして、以前5,000㎡以上の池が対象となっておったんですが、それ以下の池についても、流域に一般住宅とかがあるものについては、こういったものを作成して、ハザードマップの作成とか、防災重点ため池にするかどうかというところは再検討していかないといけないということでの浸水想定区域図を作成しようとするものでございます。

あと、すみません、ちょっと答弁が漏れておりましたが、今回、ハザードマップの件については、現在防災重点ため池が210箇所ありまして、あと残りがもう50池程度になっております。令和8年度につきましては、福井、小寺ほか32の池の作成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

ちょっと確認ですけれども、基準が若干さらに広くなったということで、今まで210箇所のうち残り50箇所ぐらいがまだ策定中だけれども、この基準がさらに厳しくなったということは、この210箇所がまた広がってくるという、数が増えてくるという、そういうふうな理解でよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 はい。調査してみないと分からないところはあるんですが、まずもって幾らかは増えてくるであろうというふうに考えておるところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。これから雨が降ってくる時期がいずれやってくると思いますので、それまでに間に合うものじゃないとは思いますが、このため池のハザードマップで住民の方に注意喚起をしていくというのは十分必要なことだと思いますので、引き続いて対応していただきたいと思います。よく分かりました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようでありますので、この際私より申し上げますが、以後の審査に関係のない説明員の方はここで速やかに退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時37分

再開 午後4時38分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8款土木費及び第10款教育費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 それでは、予算書の158、159ページをお開きください。

土木費のうち主なものについて御説明を順次いたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第1節報酬から第8節旅費は、主に職員18名と会計年度任用職員5名に係る人件費及び土木担当員137名の報酬や各種会議、総会、要望活動等に要する経費でございます。第10節需用費は、事務用品、公用車に係る燃料代、車検等に要する経費でございます。第11節役務費は、岡山県との共同事業であるふるさとの川リフレッシュ事業に係る手数料等でございます。第12節委託料は、地図訂正に必要な測量と道路、水路の台帳整備に係る委託料及び危険空き家の緊急措置等に要する経費でございます。第13節使用料及び賃借料は、地籍管理及び道路、水路台帳の管理に要するシステム借上料等でございます。第17節備品購入費は、測量レベル機器の購入費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、説明欄一つ目、1行目の日本建築行政会議負担金から、1枚お開きいただき、160、161ページの研修会等負担金まで、説明欄に記載しているとおり、各種団体への負担金及び建築物の耐震診断等に係る補助金でございます。

続きまして、同款、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費、第2節給料から第4節共済費につきましては、職員2名の人件費でございます。第11節役務費は、道路瑕疵による事故の損害賠償に備えるための保険料でございます。

次に、同款、同項、第2目道路維持費、第10節需用費は、道路施設や設備等の維持管理に係る光熱水費や修繕料等でございます。第11節役務費は、地域の方が行う小規模工事に係る手数料や補償保険等でございます。第12節委託料は、説明欄1行目の建物清掃委託料から、1枚お開きいただき、162ページ、163ページ、道路維持管理等委託料まで、道路施設や設備等の維持管理に係る補修、清掃、除草、伐採、保守点検等に要する経費でございます。第13節使用料及び賃借料は、総社駅、清音駅に設置している防犯カメラの賃借料と道路、橋梁の管理に要するシステム使用料でございます。第14節工事請負費は、道づくり予算や緊急自然災害防止対策事業債を活用した生活道の補修工事に要する経費でございます。第15節原材料費は、ポットホール等を埋めるアスファルト補修剤等の費用でございます。第21節補償、補填及び賠償金は、道路改良に伴う電柱移転に要する経費でございます。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 次に、同款、同項、第3目道路新設改良費のうち主なものについて御説明申し上げます。

まず、第2節給料から第4節共済費までは、土木課職員の給料、各種手当等、共済組合費等負担

金でございます。第12節委託料は、道路改良等に伴う用地測量及び小寺地内踏切のJR資料作成業務でございます。第14節工事請負費は、東総社駅前泉本線ほかの道路改良及び市道の舗装新設等に要する費用でございます。第16節公有財産購入費は、金井戸支線3103号道改良工事に伴う用地代でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、岡山県建設事業負担金条例に基づく県道改良等に伴う負担金でございます。

続きまして、同款、第3項河川費、第1目河川事業費のうち主なものについて御説明申し上げます。

まず、第10節需用費は、富原及び秦、美袋地区ほかの排水機場の燃料代や電気代、普通河川等の修繕に要する経費でございます。第11節役務費につきましては、秦、美袋地区の排水機場の緊急通報装置の通信費用及び排水機場の緊急出動時のポンプ運転管理の手数料でございます。第12節委託料は、富原及び秦、美袋地区ほか河川施設の保守管理や魚介類保護移動業務に必要な経費でございます。1枚お開きください。164、165ページを御覧願います。第14節工事請負費につきましては、国府川ほかの河川改修及び新設工事に要する経費でございます。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 続きまして、同款、第4項都市計画費のうち主なものについて御説明いたします。

まず、第1目都市計画総務費、第1節報酬は、都市計画審議会委員の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは、都市計画課職員4名の給料及び職員手当等でございます。第12節委託料は、地域による集落維持型の地区計画策定を支援するための委託業務に係る経費や、大規模盛土造成地について滑動崩落の危険性を調査し今後の対応計画を策定するための委託業務に係る経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、公共下水道事業に係る雨水対策事業費、企業債償還金等に係る下水道事業会計への補助金等が主なものでございます。第23節投資及び出資金は、公共下水道事業に対する下水道事業会計への出資金でございます。

次に、同款、同項、第2目街路事業費、第2節給料から、167ページの第4節共済費までは、都市計画課職員1名の給料及び職員手当等でございます。

同款、同項、第3目都市下水路費、第14節工事請負費は、金井戸下水路の水路整備に要する経費でございます。

次に、同款、同項、第4目公園費、第2節給料から第4節共済費までは、都市計画課職員2名の給料及び職員手当等でございます。第10節需用費は、常盤公園備蓄倉庫の防水など、都市公園施設の修繕に係る経費が主なものでございます。第12節委託料は、都市公園について施設の長寿命化計画策定に係る委託業務や、清掃管理等の委託業務に係る経費が主なものでございます。第14節工事請負費は、長寿命化計画に基づき実施する都市公園遊具等の更新に係る経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、常盤公園の耐震性貯水槽の点検等を行う経費でございます。

都市計画費につきましては以上でございます。

○加藤保博委員長 建築住宅課長。

○林 輝昭建築住宅課長 続きまして、予算書の168、169ページをお開きください。

同款、第5項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、この予算は市営住宅の管理費でございます。第1節報酬は、市営住宅入居者選考委員会の委員5名の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは、職員3名の給料及び手当等でございます。第10節需用費は、市営住宅8団地の維持管理に要する費用で、主なものは市営住宅の修繕料でございます。第12節委託料は、市営住宅の空き住戸の除草でありますとかシロアリ等害虫駆除等が主なものでございます。

住宅費については以上でございます。

○加藤保博委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 続きまして、202ページ、203ページをお開きください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、本年度予算額1億2,767万4,000円でございます。この予算は、埋蔵文化財発掘調査、文化財保護啓発、鬼城山整備、作山古墳調査活用などに要する経費でございます。主なものといたしまして、第1節報酬から第4節共済費は、埋蔵文化財学習の館4名、鬼城山ビジターセンター2名、発掘や遺物に関わる作業員、そして資料整理員、文化財専門委員1名などの会計年度任用職員の人件費等でございます。1ページお開きいただきまして、204ページ、205ページ、第8節旅費の主なものは、先ほどの会計年度任用職員の通勤手当でございます。第10節需用費の主なものにつきましては、修繕料といたしまして、経年劣化した鬼城山の学習広場デッキの修繕などがございます。第12節委託料の主なものは、史跡地の松くい虫防除や下草刈りでございます。1ページお開きいただきまして、206ページ、207ページ、第14節工事請負費は、鬼城山の版築土塁の再整備工事に伴う経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、宝福寺方丈修理基本計画策定に伴う補助金、赤米伝統文化連絡協議会負担金など、説明欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 調書で258ページです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費、道路等維持管理経費ですが、ここでも、交通安全施設のときにも申しましたように、今土木担当員要望の件数とかが見込みが入っているんですが、こういったところが適切なのか、小規模工事もちよっと減らしているのかなと思ったのと、あと第12節の委託料の中で樹木等伐採委託料は400万円ほど減らされてますし、道路維持管理等委託料、この小規模な修繕とかは、これは時間ももう減らされてるし、当然金額も減らされているんですけど、ここら辺を減らされた根拠というのがあるのかなと思って、私の感覚でいえば、もうこういうのを減らすどころか増やしてほしい勢いなんですけど、こういったところを減らされた

理由と、あと先ほど申しました、土木担当員の要望とかの見込み数が適切かどうかといったあたりを教えてください。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 溝手委員の御質問にお答え申し上げます。

令和8年度の当初予算額が前年比で約2,000万円ぐらい減ってます。主な要因をお尋ねだと思います。

大きく分けて2点ありまして、1点目は、今年度の11月定例会市議会での修繕料の補正予算が影響しております。具体には、当時アンダーパスとか排水施設の緊急修繕があったというところで、その影響で1,000万円の補正予算を計上させていただいたことによるものであって、それが令和8年度当初ではその分が減となっております。2点目ですけど、先ほど申されたとおり、樹木伐採とか道路維持に関する委託料の減によるものでありまして、樹木伐採については、令和6年度、令和7年度の道づくり事業で2箇年で集中的な伐採事業をやらせていただきました。2箇年で約18.5km実施させていただいて、下倉、美袋、中尾、宇山、黒尾、奥坂ほかやらせていただいて、来年度、令和8年度は少し件数を減らす計画にしております。また、道路維持委託料につきましては、過去の執行額を踏まえつつ、昨年の11月から開始した道路パトロール、直営によるパトロールを少し進めていくというところで、直営による補修強化を図っていきたいと考えているからでございます。そのほかプラス・マイナスありますけれども、おおむねこれらの理由によって前年度予算と比較して約2,000万円の減となっております。

土木担当員要望につきましては、限られた予算でありますけれども、優先順位、緊急度とか必要性、危険度なんかを踏まえて、これも件数を増やせるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 ちょっと待ってください。

この際、私より申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長することといたしますので御了承願います。

すみません、溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。

道路維持管理等委託料に関しては、道路パトロール、直営を行っていただいているのを増やすからということで、これは非常に納得をさせていただきました。よろしくお願いします。

ただ、樹木等伐採委託料、先ほどで昨年度というか、令和7年度の実績を教えてください、よくしていただいたなと思うところがございますが、これはまだまだ多分出てくると思うんです。なので、できれば減らさないでほしかったなというのと、昨今、これは他県、東京都でしたか、木が倒れて下敷きになったとか、ああいったこともあるので、樹木の伐採等は今後増えるんじゃないかなという気がするんです。なので、ここの予算を今減らしてるから、この回でこの予算を認めな

いよということにはしないんですが、できれば、多く要望があれば応じていただいて、補正予算を組んででもやっていただきたいなというのはちょっと伝えておきたいと思います。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 ありがとうございます。

道路パトロールをやっている、その辺も目配せしながら、来年度も地域力向上道づくり予算で、全く伐採をしないというわけではなくて、その辺は計画に土木担当員の御意見を踏まえながら入れておりますので、対応してまいりたいと思ってます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 樹木等の伐採については、よろしくお願いします。

次に、調書259ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費、橋りょう等維持管理経費です。第12節の委託料の中に、すみません、このPCB廃棄物処理等委託料50万円というのが計上されておまして、このPCBというものの自体は、多分昭和47年に製造が中止され、平成13年に適正な処理に関する特別措置法も施行されて、随分時間がたつんですけど、これが、昨年はこの計上はなかったと思うんですが、今年で計上されてるというのは、昨年度のうちに出来たとか、今年度何かが出てきそうな予想があるとか、何かそういった特別な事情がありなのでしょうか。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 ありがとうございます。

工事請負費の中に橋梁修繕工事2橋とありますが、そのうち予定しております下倉3016号道の1号橋に、これは令和5年に塗装塗り替え、判定Ⅲということで早期改善が必要というところの橋なんですけれども、これにPCBの含有がありまして、これをPCBの法律に基づいて塗膜部分を、そのPCB廃棄物の排出業者である我々地域応援課が処分をしていくという計画にしておりますので、予算を計上しております。

以上です。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません。調書263ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費で、東総社駅前泉本線の改良事業に関して二つ記載されています。どっちもちょっと教えていただきたいんです。

まず、小寺地内の踏切のJR協議の資料作成、これの詳しい状況を、中身を教えていただきたいのと、その下のバイパスを通過して東総社駅から泉団地のほうに、これは道路をつくっていくという工事があるんですが、その下のところの備考欄といいますか、そこに記載してあります信号機の移設のことに、これはどういう対応をしようとしてるのか、地元も含めてちょっと教えてい

ただけますか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 三宅委員の御質問にお答えいたします。

小寺地内踏切等 J R 協議作成資料業務でございますが、東総社駅西側の狭い踏切があると思うんですけど、そちらのほうを改良に向けて J R との協議資料、何案かあると思うんで、その辺の形のところを、できるかできないか、協議資料をつくらせてもらって J R と協議いたします。その中でも、東総社駅の北側の改札のほうも設置の予定とお聞きしておりますので、道路改良に伴って、そちらが手戻りにならないような形にも考えていかなくちゃいけないということで、あらかじめの J R の下協議をさせていただこうと思うところでございます。

東総社駅前泉本線のバイパスの信号でございますが、既存の福井から泉のほうへ抜けていく道のあそこへ信号があるんですが、東総社駅前泉本線をつくるに当たって、あそこの信号を新しいほうに移設をして、あそこを左折専用にするという条件を警察及び国土交通省のほうからいただいております。そちらのほうも地元のほうによく御説明をさせていただいて、この福井支線3676号道というのが泉本線へ接続するバイパス道路、アクセス道という形になっておりますので、それを接続するという形で、地元にも納得いただいて工事を進めさせていただくところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 東総社駅の踏切の件はおおむね分かりました。

それと、バイパスといいますか、国道180号線バイパスの福井のところに今ある信号機を、西側に泉団地に東総社から抜ける道をつくるから、そっちに移設して、今ある信号機は撤去しますと、その代わり、そこに多分、真ん中にいわゆる中央分離帯みたいなのをつくって、もう南からバイパスに行く市民の方は左折しかできない、西側にしか行けないと、逆に福井の北側の住民の方は東にしか行けないというような理解でよいのかというのが1点と、こういうときって、先ほどもお話ありましたけど、地元の協議というか、ここが一番重要になってくると思いますので、恐らくそういう話であそこのバイパスの整備をされてはいるんだと思いますが、そこはくどいぐらい地元との協議を本年度やっていただきたいなというふうに思いますので、その点に関してもし何かあればお答えいただけますか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 三宅委員の御質問にお答えいたします。

東総社駅前泉本線を事業化するときに、地元には何遍も行きまして、福井の信号の交差点のところは左折専用になります。信号はそこから移設させてもらって新しい道路のほうへつくりますということは説明をさせていただいて、地元には御理解をいただいとしたいと思います。それでもなおまた何かありましたら、地元のほうには出向いて御説明を差し上げようと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、今の三宅委員の質疑の中で私もちっと疑問があったのが、車がもう左折しかできないようになるよというのはいいんですけど、そこは自転車であったり歩行者であったりももう横断できなくするという理解でいいんですかね。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 歩行者も自転車も横断はできません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

でも、今まで通れたところなので、しばらくの間は通ろう渡ろうとする人も出るのかなという気がするんですが、先ほどもおっしゃった、その道路には、新たにもう横断禁止の規制をかけるという方向で考えていらっしゃる。それとも、ただ構造上、今おっしゃったように中央分離帯等があるから、ああこれは横断できんよねという格好になっているだけなんですか。それとも、もう横断禁止にされるんですか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 真ん中にはポストコーンをする予定でございますが、横断歩道等はなくなる予定です。基本的には、なくなって、車の左折のみ。横断者は、新しく西側へ道路ができたんで、そっちのほうへ行って信号で横断歩道を渡ってもらうという形になる予定でございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。横断禁止にするかどうかを問うているので、横断禁止という明確な道路規制をかけるのか。そやから、それは警察がどういうつもりなのか、そこを協議されてるのか。だから、物理的に横断が普通できないでしょって状態にするのはいいんですけど、でも横断禁止でなければ、歩行者って横断歩道じゃなくても横断していいんですよ。だから、横断禁止ってなってる場所であれば、横断をすること自体がもう道路交通法違反なんです。だから、安全性を高めるのであれば、もうここは横断禁止ですよというふうにしたほうが、もう明確にここは渡るなって言えると思うんです。横断歩道がなかったら渡ったらいけないという法律はないので。だから、そこを、バイパスという性質上、車は結構なスピードで行くので、もういっそのこと横断禁止にしたほうがいいのじゃないかなと思ったのですが、そういった予定はあるかないか。警察の規制に係ることなんで総社市独自では決めれないんですが、そういったところへちょっと考えが及んでいるのかいないのかをちょっと問うております。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

今現在は横断禁止をする予定でございますが、ほかのところがセンターへ縁石等がないので今自

由に渡れるような形になつとりますんで、そこら辺はちょっと今後どういう形にするかというのを警察等と協議をさせていただいて考えさせていただこうと思います。けど、車の場合はもう左折専用という形でございます。歩行者、横断者も基本的には横断歩道のほうへ行って渡っていただくという形が正式かなと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知いたしました。いずれにしても、悲惨な事故が起きないように対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。調書でいうと349ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、文化財保護啓発事業でございます。この中に関係してくるんだというふうに思うんですが、目的が文化財の保護活用を図るとともに文化財を理解し親しんでもらうための普及啓発を行うものとあるので、ちょっとこれが該当するかなと思って聞くんですが、先日というか、2月26日の山陽新聞で、朝刊は27日だったかもしれませんが、配信は26日だったんですが、岡山県教育委員会が宮山墳丘墓から出土した鉄刀や鏡、あと特殊器台など12点を県の重要文化財に指定したというふうなことがあったと思うんですが、こういう総社市内の墳丘墓から出土された岡山県の重要文化財等は、いわゆる埋文学習の館に保存されて、いつでも見れる状態になっているのかどうか。違うのであれば、今どこに保存されているのか、見れる状態になっているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○加藤保博委員長 文化財課主幹。

○松山智弘文化財課主幹 今の御質問にお答えします。

宮山墳丘墓の出土品に関しては、岡山県立博物館のほうに一括収蔵されています。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知しました。

ということは、款項目でいうと同款、同項、同目の埋蔵文化財学習の館管理運営事業についてちょっと次は伺うんですが、調書は350ページになると思いますが、そういう岡山県の重要文化財に指定されたりした分は、埋蔵文化財の学習の館には保管したり展示したりする能力がないというふうに理解をしてもいいんですかね。それとも、あるけれど、出土して間がないから今岡山県立博物館とかに保存展示されているというふうに理解したらいいんですかね。

○加藤保博委員長 文化財課主幹。

○松山智弘文化財課主幹 総社市の埋蔵文化財学習の館でも、こういう鉄製品なんかを収蔵する特別収蔵庫がありますので、収蔵能力は総社市にもあると思います。宮山墳丘墓の場合は、所有者が岡山県になってますので、それで岡山県の施設のほうに収蔵されてるということになります。だか

ら、市で調査をしたりした場合、それは市の所有になりますので、市の収蔵施設のほうで保管するということになっております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。

宮山墳丘墓自体が岡山県の所有であるから岡山県が保存、管理をします。

ということになると、今回のこの予算計上では、それこそ、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費でしょうか、史跡作山古墳調査活用事業がありますが、この作山古墳から何か出てきた場合には、この所有権というか、これはどこにあるんですか。総社市でお金を出して多分発掘してますけど、作山古墳って総社市の所有じゃないですよ、恐らく。これは岡山県になるんですかね、国になるんですかね。ちょっと私は覚えてないけど、これは総社市なんですかね。ここから例えば貴重なものが出てきたときに、総社市でちゃんと保存ができて市で展示ができるのか、それとも結局その権利は岡山県か国に行ってしまうのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 御指摘の作山古墳の件ですけれども、作山古墳につきましては総社市の所有になります。総社市の市の職員が発掘をさせていただいて、総社市が発掘したものにつきましては総社市のものになりますので、埋蔵文化財学習の館等々に展示することになるかと思います。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 恐らく市長であったり、割合はどのぐらいか分かりませんが、市民の中でも作山古墳から貴重なものが出てくることを期待されている方もいらっしゃると思うんですが、じゃあ国宝級が仮に出たとして、そしたら総社市内には保存展示する能力のあるものがないんですかね。それが絵画であったり、委員長が多分お詳しいんですけど、こういう発掘された土器とか、また扱いが同じ国宝でも違うんだと思うんですが、そういったところはちゃんと考えていらっしゃるのでしょうか。

○加藤保博委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 御指摘の件でございますが、例えば本当国宝級というか、そういうものが仮に出てきた場合につきましては、国や岡山県、そういったところからの要望があったとしましたら、そのタイミングで協議をさせていただいて対応するという形にはなろうとは思いますが、まず基本的には、総社市が発掘したものということになりますので、まずはそういったものにつきましては埋蔵文化財学習の館で展示するという考えは持っております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 最後にするつもりでお聞きするんですが。大丈夫ですか。要は、そういった非常

に高価というか、貴重なものが出てきたら考えるということでもいいんですかね。その考えるというのが、保管というものが非常に大切になってこようかと思うんですが、たちまちは、だから埋蔵文化財学習の館に保管して、それで国や岡山県などと協議をして今後を決めるという形になるという理解でいいんですかね。

○加藤保博委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 委員お見込みのとおりでございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 調書の206ページの地域応援課の、第12節委託料の3番目、設計等委託料の200万円、スイゲンゼニタナゴ保護移動業務。調書の206ページ、違うのかな。266ページか。字が見えようらん。266じゃな。

この件、200万円の予算がついてますけど、その2ページ後に、これも委託料、設計等委託料で460万円、魚介類保護移動業務委託、これも国府川ですよ。これは、スイゲンゼニタナゴというのは、地元の方からいろいろ要望があったりしてお聞きしてたんですけど、ここを河川の改修ということで魚を移動させるんですかね、これは。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 深見委員の御質問にお答えいたします。

国府川改良工事に伴いまして、国府川のほうはスイゲンゼニタナゴが生息しているということで、そこで工事をするところの箇所の調査をいたしまして、上流に移動さすということでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 上流ということは、十二箇郷用水のほうにということなんですか。

私、多分委員長のほうが詳しいと思うんだけど、以前地元要望で回ったときに、ここら辺スイゲンゼニタナゴがにいるんですよというような話があつて。

僕が聞きたいのは、要はこれ、200万円がついてるじゃないですか。ほんで、2ページ後に460万円がついてる。この違いは何なんかなという。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 深見委員の御質問ですけれども、令和8年度に緊急しゅんせつ推進事業債を活用して、国府川の改良とは別に、しゅんせつ、土砂撤去を行う関係で、地域応援課のほうでスイゲンゼニタナゴの移動業務を行うということでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 しゅんせつ工事につきましては、国道180号より北のもう改良済み区間

のしゅんせつ工事を令和８年度に計画してるというところで、事前にスイゲンゼニタナゴの保護移動業務をやらせていただくという格好になってます。

以上です。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 今言ったのは、この200万円の件ですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○深見昌宏委員（続） その後に出てくる268ページの魚介類保護移動業務委託460万円、これは防災事業として準用河川国府川の改修を行うというふうに書かれてるんですけど、今の話とこの話はどなんですかね。一緒の話じゃない、全然別の話と受け止めていいんですか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 地域応援課は下流側のしゅんせつをするところの保護移動で、土木課がする国府川改修事業は国道180号バイパスの北側を護岸工事をさせていただくんで、その護岸工事をす
る中で調査をして保護移動することなんで、場所が違うという形になっております。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

（「改修は国道180号バイパスの北側」と呼ぶ者あり）

（「国道180号バイパスの北」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

すみません、ちょっと。

先ほどのスイゲンゼニタナゴを移動さすとか何かというお話があったんですが、誰がそのスイゲンゼニタナゴを見て、誰がするんですか。何月頃にどういう方法で、そのスイゲンゼニタナゴだけを
をどういうふうに。プロが見てもなかなか見分けがつかないような魚を。

土木課長。

○矢木武司土木課長 委員長の御質問にお答えいたします。

岡山大学の先生と、あと専門業者のほうへ委託させてもらって、魚とあと貝類等、貴重なものがあり
ましたら上流のほうへ移動させるという形で取らせていただいております。

以上です。

○加藤保博委員長 そういう答弁だろうと思ったんですが、もうこれ以上は言いませんけど、岡山
大学の先生は分かるんですよ。その専門業者というのは、結局そのとき都合のよかった人を雇って
取ってもらうだけだから、その魚の専門業者なんていないので、岡山大学の先生は詳しいです
けど。結局全部取って先生が見るんでしょけど、恐らく下流域には一匹もいないと思いますので。
今でいう吉備線より北、生息してるとしたらそこにしかない。一応、すみませんでした。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後 5 時21分

再開 午後 5 時30分

○加藤保博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳入、債務負担行為及び地方債のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 歳入について御説明いたしますので、予算書の36、37ページを御覧ください。

第13款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、小規模かんがい排水事業や土地改良事業などに伴う地元分担金や土地改良施設の整備補修に対する岡山県土地改良事業団体連合会からの分担金でございます。

38、39ページを御覧ください。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料は、第4目衛生使用料のうち斎場使用料と電柱敷使用料の一部を除く全てと、第5目労働使用料から第8目土木使用料までの全て、第10目教育使用料のうち第5節社会教育使用料の説明欄二つ目、電柱敷使用料の一部、40、41ページを御覧いただきまして、説明欄1行目のその他使用料132万7,000円のうち88万2,000円で、主なものは墓地使用料、国民宿舎サンロード吉備路のコンベンションホール使用料、市道沿線等の電柱敷使用料や市営住宅使用料などでございます。

同款、第2項手数料、第2目総務手数料、第8節諸手数料のうち本分科会の所管に属するものは、1行目の建築証明手数料、2行目の諸証明手数料の一部、その下、地籍図簿閲覧等手数料の一部でございます。

同款、同項、第4目衛生手数料から第8目土木手数料までにつきましても、本分科会の所管に属するもので、し尿収集等手数料、ごみ処理等手数料などでございます。

44、45ページを御覧ください。

第15款国庫支出金は、第2項国庫補助金のうち第4目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金のうち循環型社会形成推進交付金と、46、47ページを御覧いただき、第8目土木費国庫補助金の全て、第10目教育費国庫補助金の一番下、第5節社会教育費補助金、以上でございまして、主なものは浄化槽設置補助事業への補助や道路の改良、維持補修に対する社会資本整備総合交付金、鬼ノ城や作山整備に対する国宝重要文化財等保存整備費補助金などでございます。

48、49ページを御覧ください。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目民生費県補助金のうち本分科会の所管に属するものは、50、51ページを御覧いただきまして、第4節災害救助費補助金の説明欄1行目、住宅災害復旧等資金利子補給補助金、第4目衛生費県補助金、第1節保健衛生費補助金では、説明欄3行目、不

法投棄対策事業費補助金、2行下の浄化槽設置促進費補助金、さらに二つ下、省・創・畜エネ設備・EV導入支援事業補助金、下から2行目の海ごみ地域対策推進事業費補助金及び第5目労働費県補助金から、52、53ページを御覧いただきまして、第8目土木費県補助金までの全てで、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

同款、第3項委託金、第4目衛生費委託金から第8目土木費委託金までにつきましても、本分科会の所管に属するもので、説明欄に記載の各事業に係る県からの委託金でございます。

54、55ページを御覧ください。

第17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、56、57ページを御覧いただきまして、説明欄下から二つ目、株式会社オービス株式配当金が本分科会の所管に属するものでございます。

60、61ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金のうち本分科会の所管に属するものは、第8目優良農業者表彰守谷基金繰入金、第34目森林環境整備基金繰入金で里山保全活動補助金などに充当するもの、第35目赤米ヒカリノミ基金繰入金で赤米伝統文化連絡協議会負担金に充当するもの、第37目そうじゃ創生応援基金繰入金で加工用桃試験栽培業務委託料に充当するもの、以上でございます。

64、65ページを御覧ください。

第21款諸収入、第2項市預金利子は、歳計現金等一時預金利子の一部と市営住宅入居敷金預金利子でございます。

同款、第3項貸付金元利収入では、第3目勤労者融資貸付金元利収入及び第11目総社市土地改良区貸付金元利収入で、それぞれの貸付けの元金収入でございます。

同款、第5項雑入、第4目雑入は、まず第3節受託収入で、総社広域環境施設組合の焼却灰等の処理業務に伴う一般廃棄物処理業務受託収入及び発掘調査業務受託収入、66、67ページを御覧いただきまして、第4節雑入は、説明欄上から四つ目の広域環境施設組合特別負担金、七つ下、雇用保険料本人負担分の一部、その下、土地改良施設維持管理適正化事業交付金、一つ飛んで、市民農園利用料、その下、自転車等保管料のうち5,000円分、その5行下、緑の募金交付金とその下、資源化物売払収入の一部、そして一番下のその他雑入881万8,000円のうち208万円でございます。

70、71ページを御覧ください。

第22款市債のうち本分科会の所管に属するものは、第8目土木債で道路の舗装補修、道路改良、準用河川国府川をはじめとする河川の改修やしゅんせつ、公園施設長寿命化対策などの事業に係る財源確保でございます。

続きまして、第2条債務負担行為について御説明いたしますので、予算書の6ページにお戻りください。

第2表債務負担行為のうち本分科会の所管に属するものは、表の中ほど、農業近代化資金利子補給から三つ下の岡山県信用保証協会に対する損失補償までの4事業で、複数年にわたる事業である

ことから債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間と限度額は記載のとおりでございます。

次に、第3条地方債について御説明いたします。8ページを御覧ください。

第3表地方債のうち本分科会の所管に属するものは、上から6行目、道路整備事業から三つ下の公園施設整備事業までの4事業で、先ほど歳入の項で御説明いたしました地方債について、その借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めようとするものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。間違えてるかもしれないので先に聞きますが、第14款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目衛生使用料の第1節保健衛生使用料の一番上にある斎場使用料は、所管じゃないと言ったのでしたっけ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員(続) 所管じゃないんですね。了解です。

以上。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようでありますので、全体を通じて質疑漏れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本件のうち本分科会に分担された部分についての取りまとめをいたしたいと思えます。

念のため申し上げます。

分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りいたします。

本件のうち本分科会の担当する部分については可決すべきであると取りまとめることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、御異議がないようですので、16日に開催が予定されております一般会計予算審査特別委員会に本分科会の状況を報告いたします。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後5時40分